

第3章 就学の助成

〔1〕奨学金

(平成30年度)

能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学困難な高校生、大学生等に奨学金を支給し、有用な人材を育成することを目的として次のとおり奨学事業を行う。

なお、奨学金は、奨学基金及び小竹正剛奨学基金から生ずる利子及び利益金をもってこれにあてており（不足分については一般会計から充当）、本年度の支給限度額は、奨学基金分94,605千円及び小竹正剛奨学基金分7,221千円の合計100,826千円である。

1 奨学金の支給条件および支給

奨学金の支給を受ける者は、市民であって、次の条件を満たす者のうちから選定している（市民には、その親またはこれに代わるべき者が本市内に住所を有する者も含まれる）。

- ① 大学、高等専門学校、高等学校又は専修学校（2年制以上の専門課程および3年制以上の高等課程に限る。）に在学すること。
- ② 学資に乏しいこと。
- ③ 学業が優秀で性行が善良であること。

区 分	種 類	(平成30年度)	
		奨学資金	入学支度資金※1
大学（大学院含む）、短大、高等専門学校（4、5年及び専攻科）、専修学校（修業年限2年以上の専門課程）	国公立	月 6,000円	14,000円
	私立	月 9,000円	21,000円
高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部 ※2）、高等専門学校（1～3年）、専修学校（修業年限3年以上の高等課程）	国公立	月 5,000円	10,000円
	私立	月 8,000円	15,000円

※1 入学支度資金は1年生のみ対象。

※2 特別支援学校は、高校の内容に準ずる教育を行う学校。

2 奨学金の採用実績(平成30年度については、採用者数は予算人数)

区分	年度	年度							計
		昭和26～平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30		
大 学	志 願 者 数	15,330人	769	709	702	556	547	18,613	
	採 用 者 数	6,346人	267	256	260	258	260	7,647	
	採 用 率	41%	35%	36%	37%	46%	48%	41%	
高 校	志 願 者 数	27,697人	1,633	1,526	1,479	1,325	1,412	35,072	
	採 用 者 数	16,198人	1,040	1,029	1,040	1,046	1,040	21,393	
	採 用 率	58%	64%	67%	70%	79%	74%	61%	

〔2〕 就学奨励

1 就学援助

経済的理由によって、義務教育である小学校および中学校に就学することが困難な児童生徒の保護者に対し、その就学に必要な援助を行う。

(1) 就学援助費の支給内容(平成30年度)

(単位：円)

区 分	小学校	中学校	支 給 経 費 の 内 容	
学用品費 通学用品費 校外活動費	1年	12,990	各教科および特別活動に必要とされる学用品(実験、学習材料費を含む。)および通学のための通常必要とする上ばき、雨ぐつなどの通学用品の経費。学校行事としての校外活動(遠足など)に参加するための経費	
	2年	15,220		
	3年			26,820
	4年			/
	5年			
	6年			
新入学児童生徒学用品費等	1年	40,600	入学にあたって通常必要とする学用品および通学用品等(中学校分については、小学6年生3月時点の認定者に前倒し支給)	
	6年	47,400		
生徒会費	/	2,340	中学校の生徒会費として定額を支給	
体育実技用具	柔道	/	正課の体育(保健体育)の授業の実施に必要な体育実技用具。小学校にあつてはスキー又はスケート、中学校にあつては柔道又はスキーを行うために必要とする柔道着、スキー板、スケートなどの用具のいずれかを現物支給	
	スキー	16,812		5,332
	スケート	-		33,181
宿泊校外活動費	平均 2,587	平均 5,658	学校行事としての宿泊校外活動に参加する場合の経費で日数は小学校、中学校とも1泊2日	
修学旅行費	平均 19,499	平均 62,321	小学校または中学校でそれぞれ1回参加する修学旅行費	
通学費	平均 24,846	平均 36,437	最も経済的な通常の経路と方法によって通学する場合の交通費。(ただし、片道の通学距離は小学校4km、中学校6km以上、冬期間は小学校2km、中学校3km以上)	

(2) 就学援助費の実施状況(平成29年度)

学 校 別	区 分	支 給 人 員 (人)	支 給 額 (千 円)	
小 学 校	学用品費・通学用品費・校外活動費	12,824	183,522	
	新入学児童生徒学用品費等	小学校入学(1年)	1,840	74,704
		中学校入学(6年)	2,213	104,896
	体育実技用具費	スキー	2,731	61,698
		スケート	-	-
	宿泊校外活動費	2,080	4,626	
	修学旅行費	2,726	52,289	
	通学費	149	3,517	
小計	-	485,252		
中 学 校	学用品費・通学用品費・校外活動費	7,262	185,301	
	新入学児童生徒学用品費等	209	9,907	
	体育実技用具費	スキー	1,019	29,875
		柔道	1,013	5,107
	宿泊校外活動費	2,179	11,933	
	修学旅行費	3,126	188,014	
	通学費	129	4,333	
小計	-	434,470		
合 計	-	-	919,722	

備考 支給人員率(学用品・通学用品費・校外活動費)小学校 14.09% 中学校 16.22% 小中計 14.79%

2 学校給食費援助

就学援助の対象者に、学校給食に要する食費について必要な援助を行う。

(1) 学校給食費援助の実施計画(平成30年度)

区 分	人 員(人)	金 額(千円)
小学校	11,778	550,127
中学校	6,674	365,061
計	18,452	915,188

(2) 学校給食費の援助の実施状況(平成29年度)

区 分	人 員(人)	金 額(千円)
小学校	12,621	584,870
中学校	7,097	384,723
計	19,718	969,593

3 医療費援助

生活保護世帯の児童生徒、就学援助を受ける児童生徒が、伝染性または学習に支障を生ずるおそれのある疾病(学校病)にかかり、学校から治療の指示を受けたとき、その疾病の治療のために医療に要する費用について必要な援助を行う。

(1) 医療費援助の対象となる疾病(学校病)

トラコーマ、結膜炎、白せん、疥せん、膿痂疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、う歯および寄生虫病(虫卵保有含む)

(2) 医療費援助の実施状況(平成28年度及び平成29年度)

病名	小学校				中学校				合計		医療費1人当平均額(円)	
	要・準要		要保護		準要保護		要保護		準要保護			
	治療人員(人)	医療費(円)	治療人員(人)	医療費(円)	治療人員(人)	医療費(円)	治療人員(人)	医療費(円)	治療人員(人)	医療費(円)		
トラコーマ	28 29	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	
結膜炎	28 29	0 0	0 0	86 130	272,450 331,273	0 1	0 6,390	29 29	75,677 66,904	115 160	348,127 404,567	3,027 2,529
伝染性皮膚炎	28 29	0 0	0 0	25 7	77,413 40,329	0 0	0 0	7 4	26,298 9,679	32 11	103,711 50,008	3,241 4,546
中耳炎	28 29	2 0	10,284 0	223 144	1,736,492 2,049,342	0 0	0 0	21 18	461,331 308,325	246 162	2,208,107 2,357,667	8,976 14,554
慢性副鼻腔炎	28 29	4 10	227,980 395,891	634 681	5,611,223 4,555,646	2 10	223,550 189,620	148 153	1,615,222 1,222,473	788 854	7,677,975 6,363,630	9,744 7,452
アデノイド	28 29	0 0	0 0	4 7	18,423 113,444	0 0	0 0	1 1	9,615 1,806	5 8	28,038 115,250	5,608 14,406
う歯	28 29	52 38	1,138,685 859,331	3,415 3,212	21,918,657 21,150,959	18 12	593,840 331,401	1,069 943	7,708,918 7,306,159	4,554 4,205	31,360,100 29,647,850	6,886 7,051
寄生虫病	28 29	0 0	0 0	0 1	0 2,832	0 0	0 0	0 0	0 0	0 1	0 2,832	0 2,832
計	28 29	58 48	1,376,949 1,255,222	4,387 4,182	29,634,658 28,243,825	20 23	817,390 527,411	1,275 1,148	9,897,061 8,915,346	5,740 5,401	41,726,058 38,941,804	7,269 7,210

4 特別支援教育就学奨励

小学校および中学校の特別支援学級へ通学する児童生徒の保護者に対し、経済的負担の軽減と特別支援教育の振興を図るためその就学に必要な援助を行う。

(1) 奨励費の支給内容(平成30年度)

(単位:円)

区分	学年	小学校	中学校
学用品費・通学用品費	1 年 年	実費の1/2 (上限5,710)	実費の1/2 (上限11,160)
	2 年 年		
	3 年 年		
	4 年 年		
	5 年 年		
	6 年 年		
新入学児童生徒学用品費等		実費の1/2 (上限20,300)	実費の1/2 (上限23,700)
体育実技用具	柔道	—	実費の1/2 (上限3,755)
	スキー	実費の1/2 (上限13,010)	実費の1/2 (上限18,670)
	スケート	実費の1/2 (上限5,795)	実費の1/2 (上限5,795)
修学旅行費		平均 9,909	平均 32,077
通学に要する交通費		平均 6,159	平均 22,700
職場実習交通費		—	平均 1,227
校外活動費(宿泊なし)		上限 785	上限 1,135
校外活動費(宿泊あり)		上限 1,810	上限 3,050
給食費		平均 23,057	平均 26,384

(2) 奨励費の支給状況(平成29年度)

	区分	支給人員	支給額
小	学用品費	人	千円
	通学用品費		
	校外活動費		
	新入学児童生徒学用品費等		
	修学旅行費		
	通学に要する交通費		
	体育実技用具費		
	校外活動費(宿泊を伴う)		
	給食費		
	小計		
中	学用品費	人	千円
	通学用品費		
	校外活動費		
	新入学児童生徒学用品費等		
	修学旅行費		
	通学に要する交通費		
	職場実習交通費		
	体育実技用具費		
	校外活動費(宿泊を伴う)		
	給食費		
中計	—	21,822	
合計	—	51,010	

備考1 校外活動費は、児童生徒が学校行事として校外活動に参加するために直接必要な交通費および見学料である。

2 職場実習交通費、通級交通費、通学交通費以外は実費の1/2を助成する。ただし、上限を上記のとおり設けている。